

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年9月10日

横浜市契約事務受任者
教育次長

1 契約の概要

大道中学校電磁弁修繕

2 履行（納品）場所

金沢区大道一丁目85番1号 大道中学校

3 契約日

令和6年8月30日

4 履行期限

令和6年10月31日

5 契約金額

1,046,650円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市南区大岡3丁目16番8号

ヒドロ工業株式会社

代表取締役 石田 日出夫

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

スプリンクラーの移設作業を業者委託していたところ、電磁弁の故障により散水できない状態であることが判明し、夏季の部活動等に影響がでており早急な修繕が必要であったため。

8 契約の相手方の選定理由

電磁弁の故障が判明した発端となるスプリンクラーの移設作業を依頼した業者であり、履行期限までに対応可能であることから選定しました。

9 所管課

教育委員会事務局 教育施設課